

# 持込禁止物

- 1 銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- 2 写真機、録音機その他これらに類する物
- 3 旗、のぼり、プラカード、拡声機その他これらに類する物
- 4 はちまき、ゼッケン、腕章その他これらに類する物
- 5 その他庁舎等の管理に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある物

## 【持込禁止物の例】

品目等	形状等
ナイフ等刃物類	ナイフ・カッター・包丁・はさみ・缶切り・ペーパーナイフ カミソリ(T字カミソリは除く)
録音機類	ICレコーダー・テープレコーダー ※ ただし、裁判所の敷地、庁舎内での使用は認められないことを説明して理解が得られ、かつ、バッグ等にしまうことができる場合は、持込みを認める。 ※ 録音機能付き携帯電話については、持込みを認める。
写真機類	スチールカメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ ※ ただし、裁判所の敷地、庁舎内での使用は認められないことを説明して理解が得られ、かつ、バッグ等にしまうことができる場合は、持込みを認める。 ※ カメラ機能付き携帯電話については、持込みを認める。
護身用具類	ヌンチャク・スタンガン・警棒・催涙スプレー・メリケンサック・木刀
その他	旗・旗竿・のぼり・プラカード・拡声機・はちまき・ゼッケン・腕章・ 工具・ガスボンベ・スピーカー・ヘルメット・メガホン・サオ・手錠・ 十手・無線機・懐中電灯(警棒付)・鍵(チェーン付)・ストック・ スプレー(化粧品、医薬品を除く)・千枚通し・ガソリン・灯油等の燃料類 ※ ただし、旗・旗竿(携帯用で凶器にならないもの)、はちまき、 ゼッケン、腕章については、裁判所の敷地、庁舎内での使用は認められないことを説明して理解が得られ、かつ、バッグ等にしまうことができる場合は、持込みを認める。